

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 瀨上和康

#### 奈良県教育委員会規則第四号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則  
(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

**第一条** 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表企画管理室の項中「予算経理係」の下に「企画法令係」を加え、同表教職員課の項中「定数企画係」を「定数管理係」に、「教員免許係」を「人事企画係」に改め、同表学校教育課の項中「生徒指導第一係、生徒指導第二係」を「幼児教育係、特別支援教育係」に改め、同表特別支援教育企画室の項を次のように改める。

生徒指導支援室	生徒指導第一係、生徒指導第二係
---------	-----------------

第三条の表人権・社会教育課の項中「社会教育係」の下に「家庭教育係」を加える。

第四条学校教育課の項第四号中「生徒指導及び」を削り、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 特別支援教育に関すること。

第四条特別支援教育企画室の項を次のように改める。

生徒指導支援室

- 一 生徒指導に関する指導及び助言に関すること。
- 二 生徒指導に係る事業の実施に関すること。
- 三 教職員の生徒指導研修に関すること。
- 四 生徒指導に関する調査研究及び対策に関すること。

第四条人権・社会教育課の項第十一号中「及び社会教育」を「社会教育及び家庭教育」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十号を第十二号とし、第九号を第

十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 家庭教育の広報及び啓発に関すること。

十 家庭教育の学習機会の充実に関すること。

(奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

**第二条** 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改める。

2 理事及び教育次長は、教育長を補佐し、その命を受け、特命事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第七条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部改正)

**第三条** 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則(昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(組織)

**第二条** 考古学研究所に調査部を置き、調査部に調査課を置く。

2 前項に定める部に置く課のほか、考古学研究所に総務課、事業計画課及び企画課を置く。

(分掌事務)

**第三条** 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

一 公印の管守に関すること。

二 文書事務に関すること。

三 予算決算及び会計経理(博物館に係るものを含む。)に関すること。

四 財産及び物品の管理(博物館に係るものを含む。)に関すること。

五 その他他の課の所掌に属さない事項

事業計画課

一 広報等情報発信に関すること。

二 市町村との連携に関すること。

三 発掘調査業務の契約に関すること。

## 調査課

- 一 遺跡及び埋蔵文化財（以下「遺跡等」という。）の学術的、専門的調査及びその指導に関すること。
  - 二 遺跡等の調査報告書その他遺跡等に関する刊行物の刊行に関すること。
- ## 企画課

- 一 遺跡等に関する学術的、専門的調査及び研究の成果の普及に関すること。
- 二 考古資料（博物館において保管するものを除く。）及びその関連資料の収集及び保管に関すること。
- 三 遺物の保存処理に関すること。

第六条第二号中「次長」の下に「課長」を加え、同条を第六条の二とし、第五条の次に次の一条を加える。

### （組織）

## 第六条 博物館に学芸課を置く。

（奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正）

**第四条** 奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

「教科指導部

」

第二条第一項中 家庭・幼児教育部

を 教育相談部

に改める。

教育相談部

」

第三条教科指導部の項中「教科指導部」を「教科教育部」に改め、同項第一号中「指導」を「支援」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、同条中家庭・幼児教育部の項を削り、教育相談部の項の次に次の一項を加える。

### 特別支援教育部

- 一 特別支援教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修に関すること。
- 二 障害のある幼児、児童及び生徒の就学及び教育相談に関すること。
- 三 特別支援教育に関する啓発及び支援に関すること。

## 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。